

みんなが健康で明るい職場と家庭が願い



・名谷フォレスト保育園新築工事
株式会社村上工務店 提供

掲示板

兵庫県建築健康保険組合

2021年2月15日 No. 205

TEL : 078-997-2311 FAX : 078-997-2328
E-Mail : hyougokenkentu@mub.biglobe.ne.jp
URL : <http://www.hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp/>

感染者急増で再び緊急事態宣言

出生数に影響、加速する少子化

政府は新型コロナウイルス感染者の急増で昨年末、年末年始を家で静かに過ごすよう国民に要請しましたが、1月に入っても増加に歯止めが掛かりません。1月6日には全国の感染者数が6千人超と過去最多を更新。政府は7日、緊急事態宣言を再発令し、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県に飲食店への営業時間短縮要請などを決定しましたが、13日には11都府県に拡大しました。

わが国の出生数は、女性の社会進出や晩婚化などで減少し続けていますが、新型コロナウイルスの感染拡大が出産を控える傾向に働き掛け、その結果、少子化が想定を超えて進んでいるようです。

厚生労働省が昨年12月24日に公表した「令和2年度の妊娠届出数の状況」では、2020年1～10月の累計妊娠届出数は72万7千件で前年同期の76万6千件と比較すると5.1%減、18年と19年の同期間の3.5%減よりも減少傾向が進んでいることが分かりました。特に昨年4月に発表された緊急事態宣言後の5月には前年同月比で17.6%減となるなど、妊娠数を大きく押し下げています。

このままでは、長期にわたる経済の停滞のみならず、少子化にも拍車がかかることが予想され、わが国の社会保障制度の将来に暗い影を落とします。医療・年金・介護など社会保障制度は現役世代の負担により高齢者らを支えています。今までは何とか持ちこたえてきましたが、団塊世代が75歳以上の後期高齢者になり始める2022年から、医療費が急増し、現役世代の負担が限界を超えることが確実視されており、医療保険制度が早晩崩壊すると危惧されています。

政府も年齢ではなく所得に応じた負担に是正する「全世代型社会保障改革」を掲げますが、改革の緒に就いたばかりです。1日も早い新型コロナの収束と現役世代の負担軽減が行われないと、生活への不安などから結婚や出産をためらい、さらに少子化が進む負のスパイラルに陥ることが憂慮されます。残された時間はもうないのです。



第17回健康管理事業推進委員会の開催の結果について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

I 日 時 令和3年2月5日（金） 13時30分～14時30分

II 場 所 Webによる会議のため、各事業所にて出席

III 出席状況 健康管理事業推進委員 出席者 8名 欠席者 1名
事務局 出席者 1名

IV 議 題

1 事業運営報告について

(1) 令和2年度収支決算見込について

123回組合会 報告第1号 令和2年度収入支出決算見込について

(2) 令和2年度事業状況の報告

123回組合会 第8号議案 令和2年度組合財政支援交付金の「審査資料」に記載された財政改善に向けた運営方針等の対応（案）について

123回組合会 第9号議案 令和2年度組合財政支援交付金の交付にかかる審査・ヒアリング実施結果に基づく改善事項通知で要請・指摘された今後の取り組み等（案）について

123回組合会 報告第1号 保険者機能強化支援事業 事業実施状況（令和元年、令和2年）

2 検討課題について

(1) 事業計画について

123回組合会 第1号議案 令和3年度事業計画書（案）について

(2) 保健事業の実施について

123回組合会 第2号議案 令和3年度保険事業の実施（案）について

(3) 保険者機能強化支援事業について

123回組合会 第3号議案 令和3年度保険者機能強化支援事業 事業実施計画（案）について

V 会議内容

1 理事長挨拶（要旨）

日頃からの事業運営への協力に対して感謝する、世界的な拡大が続いているコロナの被害者にお見舞いを申し上げ、命や生活を守っている関係者に感謝する。あらためて健康な日常が生活の重要な基盤であり健康保険組合の果たす役割を再認識した。

コロナの影響によりIT技術の活用はあらゆる分野で進み、私たちの生活を豊かに効率的にしていく。健康保険では、3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用と、健康保険証の個人識別により、オンライン資格確認が始まる。病院窓口での手続きの簡素化や薬や健診結果の確認や情報共有をすることができる。

本日は令和3年度の予算編成にあたり、健康増進や疾病予防に関する課題について説明し、率直な意見をいただきたい。

2 事務局は、議題1、2について説明した結果、いずれも承認された。

3 発言等の概要

- ・コロナ禍で普通でない状態が続いている。普通にやっていたことができないことで7kgも太りスーツも全て作り直すことになった。太ったことで健康に影響があるのではないかと思う、何か日常的にできることで策が打てれば良いと思う。

- ・これだけコロナ感染が拡大している状況であるので、コロナを意識した例えばPCR検査を実施するような策はないのか。いいアイデアがあれば検討してほしい。
- ・先日、線虫の申込みをした。コロナ禍で病院に行って検査ができない。移動せずに在宅でもできることがあればいいと思う。
- ・線虫によるスクリーニングでがんの疑いとなった方について、2次検診となると思うがPETかMRI等全身を診る検査は高額になるので、安く受けられたらいいと思う。

以上

● 「医療費のお知らせ」を送付します

令和2年分の医療費通知を、令和3年2月15日に、事業主様に送付しますので、該当被保険者に配付していただきますよう、お願いします。

なお、所得税等の医療費控除の申告手続について、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、健康保険組合が交付する「医療費のお知らせ」（以下「医療費通知」といいます。）を活用できるようになっていますが、次の事項について、ご留意願います。

- 1 医療費通知は、原則として、令和2年1月から令和2年11月までに受診した被保険者及び被扶養者に係る医療費の内容を世帯単位で作成しています。
- 2 医療費控除の申告には、医療費通知の原本が必要です。なお、医療費通知の再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 3 医療費通知に反映していない令和2年12月に受診した医療費等（令和2年11月以前に受診した医療費で反映していない場合があります。）については、欠落している事項を領収書に基づいて医療費通知に手書き補完することが可能とされています。その場合、領収書は5年間保存する必要があります。
- 4 医療費通知に記載されている医療費の額（自己負担額）と実際に支払った自己負担額が相違している場合は、実際に負担した額に訂正して申告していただきますようお願いいたします。
※ 医療機関の窓口で支払う自己負担額の端数処理と医療費通知に記載する医療費の端数処理の方法は異なっています。そのことにより実際に支払った自己負担額が一致していない場合は、訂正していただく必要はありません。

● 特定保健指導のご案内を送付します

令和2年10月から令和3年2月までの健診結果から、生活習慣病のリスクが高い方を対象として生活習慣の改善や病気を予防することを目的とした保健指導のご案内を送付しています。

該当者のいる33事業所の事業主様におかれては、(1)令和2年度特定保健指導の実施について（ご案内）(2)特定保健指導希望調査票 (3)特定保健指導委託業者2社のチラシをお配りいただくようお願いいたします。

なお、特定保健指導調査票については、委託事業者2社から希望するメニューを選んでいただき、全員分を取りまとめて送付いただくようお願いいたします。

どうしても保健指導を受けられない場合は、「受けません」と記載してください。

● 事業所ごとの健康保険収支状況等資料をご活用願います

令和2年9月・10月・11月における健康保険収支状況及び受診状況の資料を、令和3年2月15日に、事業主様に送付しますので、被保険者等の健康管理の資料としてご活用願います。

● 賞与支払届、算定基礎届の総括表を廃止します

デジタルガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）等において、国民の利便性の向上につながる行政手続きについては優先的に、オンライン化、添付書類の省略を進めることとされ、健康保険組合においても、国民の利便性の向上の観点から総括表の廃止の検討を求める旨、厚生労働省保険局保険課から事務連絡により通知がありました。

当健康保険組合においても手続きの簡素化につながるものと判断し、令和3年4月1日から「被保険者賞与支払届総括表」および「被保険者月額算定基礎届総括表」について廃止することといたします。

なお、これまで賞与支払予定時期に賞与の支給が無かった場合、賞与支払届総括表の支給・不支給欄の不支給に丸印を付けて総括表のみ提出いただいておりますが、今後は「賞与不支給報告書」の様式を作成し別途届出いただくことといたします。

事業主様には後日、取り扱いを変更する旨の連絡文書と届出書の様式をお送りさせていただきます。

● 届出書への押印を廃止します

「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月21日規制改革推進会議）において、行政手続における書面・押印・対面の見直しについては「民間法人である健康保険組合において様式を定める書類についても押印を求めないよう要請する」とこととされたことから、当健康保険組合への届出書類について、令和3年4月1日から原則として押印を廃止します。

なお、金融機関へのお届け印が必要なものについては、引き続き押印が必要とさせていただきます。また、事業主様には後日、取り扱いを変更する旨の連絡文書をお送りさせていただきます。

● 保険証の番号が個人単位に変わります

新しく発行される被保険者証から、「記号」「番号」の後に「枝番」が追加されます。

このことにより、被保険者証の記号、番号、枝番で個人ごとに異なる番号となるため、個人を特定できるようになります。

令和3年3月から医療機関の窓口で健康保険の資格をオンラインで確認できる仕組みが始まり、マイナンバーカードまたは2桁の枝番の付いた被保険者証により即時で確認できることから、資格が無くなった後に誤って受診してしまうことを防ぐことができます。

なお、枝番の付いていない被保険者証で引き続き医療機関で治療を受けていただくことができます。

また、当健康保険組合では令和3年秋以降に被保険者証を一斉更新する予定です。詳細につきましては改めてご案内します。

※ マイナンバーカードを被保険者証として利用した場合のメリットなどについては、「掲示板 2021.1.15No.204」をご参照ください。

健康保険 被保険者証	本人(被保険者) 記号123	平成31年4月3日交付 番号 4567	00
氏名	建築 太郎		性別 男
生年月日	年 月 日	年 月 日	QRコード
資格取得年月日	年 月 日	年 月 日	
事業所所在地	神戸市西区美賀多台1丁目1番地の2		
事業所名称	兵庫県建築健康保険組合		
保険者所在地	神戸市西区美賀多台1丁目1番地の2		
保険者番号・名称	06281315	兵庫県建築健康保険組合 ☎ 078 (997) 2311	

追加される
枝番

● 保健事業のご案内

- 「HPV 検査」「ピロリ菌検査」の検体を提出してください

「HPV 検査」および「ピロリ菌検査」のお申し込みをいただいた方は、令和3年2月20日までに検体を郵送により提出してください。

すでに検体の提出を済ませておられる方には、検査の判定が出来次第結果を逐次お送りしています。

- 「家族で取り組むかぜ&むし歯予防」～つよい子になるぞ!!キャンペーン2020～の取組期間が終了しました

取り組んでいただいた方は、アンケートとシールを貼り付けた台紙を令和3年2月20日までに送りください。ささやかですが、プレゼントをお送りいたします。

- 歯周病リスクチェックアンケートにご協力ありがとうございました

307の方に検体を提出いただきました。

検体の提出期限を1月末日までとしておりましたが、2月10日到着分まで検査を実施いたしました。それ以降の到着分は検査を行いませんので悪しからずご了承ください。

検体を提出いただいた方には、逐次検査結果をお送りしていますので、歯周病のリスクありと判定された方は歯科医院にお持ちいただき、歯科医の診断と定期的な歯科チェックをお願いします。

- 40歳以上の扶養家族で特定健診未受診の方の郵送血液検査

健康診断を未受診の被扶養者に「生活習慣と健康状態」に関するアンケートの送付をおこない、あわせて郵送による血液検査の募集をおこないました。

ご案内では、血液検査の実施については50名さま限定としておりましたが、150人を超える多くの方から申し込みをいただき、関心の高さがうかがえることから、すべての方に検査キットをお送りして検査をうけていただくこととしました。

後日、検査キットをお送りしますので期限までに必ず検体の提出をお願いします。

● 24時間電話相談を行っています

新型コロナウイルスの感染を恐れ、病院の受診を控えている方が多くおられると思います。持病のことや、体調で心配なことがあれば気軽にご相談ください。

24時間、医師・保健師・看護師が丁寧に対応します。

兵庫県建築健康保険組合健康相談ダイヤル



夜中に発熱!?

こんなときは

24時間電話健康相談サービス

経験豊かな医師、保健師、看護師などを擁した相談スタッフが、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談にきめ細かくアドバイスいたします。

通話料無料

0120-891-305 • 24時間・年中無休

夜中に赤ちゃんが熱を出したときの対処法は?

「健康保険のこと」 ～その治療、保険がききますか？～

最近街中にある接骨院や整骨院といった施術所において、「健康保険が使えます」といった看板・広告を多く見かけますが、今回はこういった施術所において柔道整復師が行う施術と健康保険との関係について説明します。

こうした看板・広告などを見て、肩や腰が痛いとか重いと感じて施術を受ける人がいますが、文字通り健康保険（証）が使えるのは骨折・脱臼（応急の場合を除き医師の同意が必要）、打撲・捻挫・肉離れなどに限られています。単なる肩こりや筋肉疲労では健康保険（証）は使えません。

法律上、これらの施術は療養費払いといって、本来ならば受診者が一旦全額を施術所に支払い、後で保険者に申請し自己負担分を差し引いた額を返還してもらう「償還払い」が原則です。歴史的な背景もあって受診者が申請書に署名することで、医療機関などに受診した時と同様、一部負担を払って残りを施術者が健保組合に請求する「受領委任払い」が特例的に行われてきました。

近年、施術を行う柔道整復師は1994年の約2万6千人から2018年には約7万3千人と24年間で3倍弱で、整形外科医の同期間の1.4倍（約2万2千人）より増えています。また、水増し請求や架空請求など、健保組合への不正請求が17、18両年度で約3万8千件もあることが健保連の調査で明らかにされました。

健保組合の中には、これは氷山の一角に過ぎないとして、「受領委任払い」を止め「償還払い」に戻すべきだとの意見が出始めています。この背景には複雑な要因もありますが、利用者である皆さんの正しい理解が必要です。

柔道整復師の施術を受けられる方へ

保険が使えるのはどんなとき

- 整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）の施術を受けた場合に保険の対象になります。
- なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

治療を受けるときの注意

- 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。
- 療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求をおこない支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院・接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときには、必要書類に患者の方のサインをいただくことが必要となります。
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。

● ホームページの新着情報

当健康保険組合のホームページの新着情報をご案内します。

- 「掲示板」の掲載

令和3年1月15日

2021.1.15 No.204 ・新年のご挨拶（森理事長） ・マイナンバーカードの保険証利用 ・被保険者証記号・番号の告知要求制限 ・延滞金の割合の特例 ・健康ウォーキング 47名が達成 ・後期高齢者の2割負担導入で閣議決定 ・健康スコアリングレポート ・保健事業のご案内①健診未受診の被扶養者へのアンケート調査（郵送血液検査）②保健指導への参加勧奨電話の実施（カルナヘルスサポート）③歯周病リスクチェック検体提出の依頼 ・健康コラム「女性が気をつけたい病気・症状」～乳がん～

- 「健保からのお知らせ」の掲載

令和3年1月15日

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業 継続計画の実行について・・・感染防止および事業休止としないよう、勤務する職員を2分の1とし交代で勤務します。



● 行事予定

- 第123回組合会（令和3年度予算）

・ 日程 令和3年2月26日（金）

※ 郵送により議案を送付し、賛否等の意見を付した書面の提出により議決を行います。

● 事業状況

区 分		令和3年1月分	令和2年1月分	前年同月比
		(A)	(B)	(A) ÷ (B)
事業所数（件）		172	172	100.00%
被保険者数（人）	男	3,380	3,368	100.36%
	女	653	634	103.00%
	計①	4,033	4,002	100.77%
平均標準報酬月額（円）	男	397,102	396,875	100.06%
	女	254,089	253,281	100.32%
	計	373,946	374,126	99.95%
標準賞与額総計（累計・千円）		3,673,584	3,915,509	93.82%
被保険者1人当たり標準賞与額（累計・円）		910,881	978,388	93.10%
被扶養者数（人）②		3,822	3,923	97.43%
扶養率（人）②÷①		0.95	0.98	96.68%

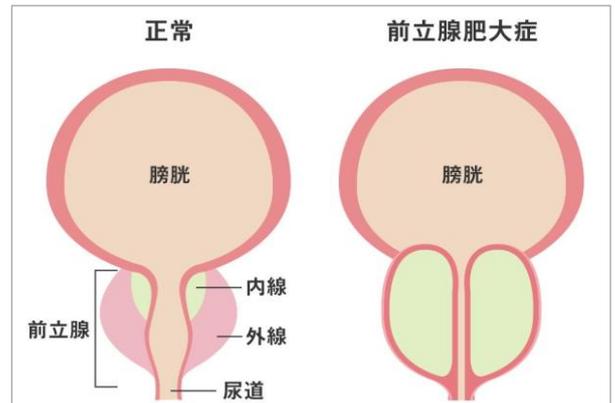
男性が気をつけたい病気・症状

～ 前立腺肥大症 ～

◆ 前立腺肥大症とは？

前立腺は膀胱出口にある男性特有の臓器で、精液を作る役割を持ちます。前立腺の中央は尿道が通っていて、尿の排泄を調節する機能もあります。

前立腺肥大症とは、前立腺の細胞が増えることで正常よりも肥大し、尿道を圧迫し排尿障害を起こす病気です。本来、前立腺は栗ぐらいの大きさをしていますが、前立腺肥大症になるとミカンほどの大きさになります。このため尿道を圧迫してしまい、排尿が困難になり、頻尿や尿失禁、残尿感や尿意切迫感、尿漏れなどの症状を引き起こします。



◆ 前立腺肥大症の原因

前立腺は男性ホルモンのひとつである「アンドロゲン」への暴露によって肥大化する性質をもつため、加齢とともに肥大化していきます。前立腺肥大症は 50 代を境に罹患率が高まり、加齢に伴って患者数が増加します。

70 歳以上の男性の約 70%以上が前立腺肥大症になっています。

また加齢以外に前立腺を肥大させる要因となるのが、アンドロゲンの量を上昇させる食生活です。アンドロゲンは動物性蛋白質や脂質を多く摂取することによって増加します。そのためもともと前立腺肥大症は、動物性蛋白質を多く摂取する欧米に多くみられる疾患でした。しかし近年は日本人も食生活の欧米化が進み、前立腺肥大症に罹患する方が年々増加しています。

それ以外の原因としては、遺伝的要因、高血圧、高血糖、肥満、脂質異常などとの関係性も指摘されています。

また、メタボリックシンドロームとの関係についても、研究が行われています。

◆ 日常生活で気をつけたいこと

- 腎臓や膀胱に悪い影響を与えないように、尿意を感じたらすぐにトイレに行きましょう。
- 男性ホルモン（アンドロゲン）が活発化する、コレステロールの高い食品の摂取を控えましょう。
- お酒は、前立腺が充血して尿が出にくくなるため、飲み過ぎないようにしましょう。
- 排尿障害を悪化させる成分の入った薬（風邪薬や精神安定剤、抗ヒスタミン剤）を飲むときは、必ずかかりつけ医に相談しましょう。



前立腺肥大症による排尿障害は他の疾患同様、早期に医師が介入し、治療や症状のコントロールを行えることが望ましいです。症状があっても長い年月そのまま治療を行わないでいると、さらなる前立腺の肥大によって症状が次第に悪化し、重篤な合併症を引き起こすことがあります。また排尿に関する問題は、前立腺肥大症だけでなくさまざまな疾患が潜んでいる可能性があります。

前立腺肥大症は、高齢になると発症する可能性の高い病気です。命を奪うような重篤な病気ではありませんが、自覚症状がある場合はぜひ一度泌尿器科を受診してみましょう。